

佐井村フォーレストパーク
(森林体験館・森林公園)

指定管理者募集要項

佐 井 村

佐井村は、藩制時代ヒバの積み出し港として繁栄してきた村で、フォーレストパーク内には、ヒバ材を生かした総ヒバ造りの森林体験館、炭焼ハウス、思う存分プレイできるテニスコートなどがあります。森林体験館では、森林に関する展示のほか、木工体験教室や陶芸教室などが行われ、地域住民の交流の場として利用されています。

村では、佐井村フォーレストパーク（森林体験館・森林公園）の管理運営に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、平成18年度から指定管理制度を導入しています。指定管理者の指定にあたり、施設の管理運営に関するノウハウと熱意を有する事業者を広く募集いたします。

I 公募の概要

1 施設の名称

佐井村フォーレストパーク（森林体験館・森林公園）

2 公募の期間

令和3年12月1日（水）から令和3年12月28（火）まで

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

4 指定管理者の選定方法

指定管理者の選定は、「佐井村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則」に基づき設置された「指定管理者選定委員会」において、事業計画の実施に要する費用・効果、事業計画に沿って施設を管理する能力等を書類及び面接審査などにより総合的に評価して選定します。

5 選考結果の通知

選考結果は、申請書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

6 協定の締結

審査会による審査結果を基に、村と指定管理者（候補者）間で指定管理料・事業内容・その他必要事項について協議を行い、指定の議決後に協定を締結します。

7 問い合わせ先

〒039-4711 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20番地

佐井村役場産業建設課 農林水産係 担当：宮川、島野

電 話 0175-38-2111

FAX 0175-38-2492

E-mail youhei-m@vill.sai.lg.jp

kousuke-s@vill.sai.lg.jp

Ⅱ 公募に関する事項

1 指定管理者の公募及び選定スケジュール

①募集要項等の配布

募集要項等は、令和3年12月1日（水）～12月28日（火）に配布できますので必要な方はご来庁ください。なお、郵送での発送はいたしません。また、佐井村ホームページからもダウンロードできます。

配布場所：問い合わせ先に同じ

配布時間：平日 午前9時～正午 午後1時～午後5時

②募集要項及び業務仕様書に関する質問書（様式第5号）の受付

質問は以下のとおり受け付けます。

受付期間：令和3年12月1日（水）～12月21日（火）

受付方法：FAX又はメール

回答方法：FAX又はメールで随時回答

③申請の受付

申請書類を以下のとおり受け付けます。

受付期間：令和3年12月1日（水）～12月28日（火）

受付場所：佐井村役場産業建設課

※申請書及び申請書類は持参してください。（事故防止のため郵便等での提出は受け付けません。）

※必要な書類が不足している場合は受け付けしません。

※提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は認めません。

④審査会の実施

応募内容や応募するにあたっての取り組みなどを聴く、審査会を実施します。令和4年1月下旬を予定しておりますが、詳細な日時及び場所は全応募団体に別途通知します。

⑤選考結果の通知

選考結果の通知については、全応募団体あてに文書で通知します。

⑥協定締結

選定された団体については、地方自治法の規定に基づき、佐井村議会に対して提案し、議決後に指定管理者として指定します。指定にあたっては、文書で通知するとともに告示し、その後協定締結をいたします。

2 その他

村議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。なお、村議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、指定管理に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については一切保証しません。また、指定後、指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために、本村が行う指示に従わないとき、その他指定管理

者の指定を取消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

なお、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止によって損害が生じても、その賠償の責めは負いません。

Ⅲ 募集要項

1 施設の概要

1) 佐井村フォーレストパーク

所在地 青森県下北郡佐井村大字佐井字大佐井川目 8 3 番地 3

規模 敷地面積 5,678. 00 m²

テニスコート 2 面

2) 森林体験館

所在地 青森県下北郡佐井村大字佐井字大佐井川目 8 3 番地 1

規模 敷地面積 7,700. 00 m²

建物面積 ア 森林体験館 291.92 m²

構造……木造 2 階建

施設内容…… 1 階 展示室、研修室、事務室、加工機械室

2 階 ホール

イ 炭焼きハウス 145.75 m²

構造……木造平屋建

施設内容…… 1 階 作業室、休憩室、器具収納庫

ウ ヒバ油抽出作業小屋 48.03 m²

構造……木造 2 階建

施設内容…… 1 階 作業室

2 階 作業室

3) 森林公園

①山村広場

所在地 青森県下北郡佐井村大字佐井字古佐井川目 1 2 0 番地 2 外

規模 管理面積 34,346 m²

建物 公衆トイレ 1 棟

②薬師山

所在地 青森県下北郡佐井村大字佐井字黒岩 5 0 番地 1 外

規模 管理面積 81,980 m²

建物 管理棟 木造 1 棟

2 申請の資格

①法人その他の団体であること。

②団体又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本村における一般競争入札等の参加を制限されている者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項による指定の取消しを受けたことがある者
- オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- カ 国税及び地方税を滞納していないこと

3 必要な資格

以下の免許を取得し、資格を有する者を雇用していること。（再委託不可）

- ア 甲種防火対象物の防火管理者の資格を有する者を雇用していること
- イ 危険物取扱者の資格を有する者を雇用していること

4 申請の手続き

指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

①指定申請書（別記第1号様式）

②申請資格を有していることを証する書類

- ア 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
- イ 非法人にあっては、団体の代表者の身分証明書又は住民票抄本
- ウ 定款又は規約その他これらに相当する書類
- エ 申込資格に関する申立書（別記第2号様式）
- オ 国税及び地方税の納税証明書
- カ 納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（別記第2号様式）

③管理の方針及び事業計画書（様式第1号）

④人員配置計画書（様式第2号）

⑤再委託予定調書（様式第3号）

⑥管理に係る収支計画書（様式第4号）【指定期間5年分】

⑦当該団体の経営状況を説明する書類

- ア 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類
- イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- ウ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- エ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

- ⑧その他佐井村フォーレストパーク（森林体験館・森林公園）の施設の管理が適正かつ
確実に行われかどうかを判断するために村長が必要と認める書類

5 審査及び選定の基準

①審査方法

指定管理者の選定に当たっては、「佐井村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則」に基づき設置された「選定委員会」において、応募書類及び面接審査などにより選考します。

②選定の基準

- ア 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること
- イ 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること
- ウ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること
- エ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること
- オ その他村長が別に定める事項

6 管理の基準

- ①次の法令等を遵守し、適正に施設の維持・管理、運営を行うこととします。

- ア 地方自治法
- イ 労働基準法
- ウ 佐井村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例・同施行規則
- エ 佐井村フォーレストパーク施設設置条例・森林体験館設置条例・佐井村森林公園設置条例・佐井村フォーレストパーク施設管理規程・佐井村山村広場施設管理規程
- オ 消防法その他建築物の管理に関して必要な法令
- カ 警備業法
- キ その他関係する法令

- ②指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報について適正に取り扱うこと。

7 利用料金等に関する事項

- ①施設の利用料等は、指定管理者の収入として収受させる利用料金制とします。
- ②利用料については、あらかじめ村長の承認を受け指定管理者が定めることとします。

8 指定管理料の支払

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、支払の時期や方法は協定で定めます。